

【薩摩川内市保育園一覧表】

保育園名	所在地	電話番号	定員	特別事業の実施状況					
				延長保育	休日保育	障害児保育	地域活動	一時保育	乳児保育
川内隣保館保育園	白和町	0996(23)4798	120	○	—	—	○	—	○
隈之城保育園	隈之城町	0996(22)3619	120	○	—	○	○	○	○
永利保育園	百次町	0996(22)5620	90	○	—	○	○	○	○
高江保育園	高江町	0996(27)2225	45	○	—	○	○	○	○
水引保育園	水引町	0996(26)2124	60	○	○	—	○	○	○
清涼保育園	小倉町	0996(22)2461	60	○	—	—	○	—	○
西風園	西方町	0996(28)0049	20	○	—	○	○	○	○
あさひ保育園	中村町	0996(29)2714	45	○	—	○	○	○	○
高城保育園	高城町	0996(30)2920	60	○	—	○	○	○	○
育英保育園	中郷四丁目	0996(22)3467	120	○	—	—	○	○	○
平佐保育園	平佐町	0996(23)2552	120	○	—	○	○	○	○
青山保育園	青山町	0996(25)3324	90	○	—	○	○	○	○
清水丘保育園	宮里町	0996(25)4522	90	○	—	○	○	○	○
勝目保育園	勝目町	0996(20)2243	120	○	—	○	○	○	○
市立川内保育園	御陵下町	0996(22)2764	90	○	—	○	○	○	○
みくにキッズ保育園	御陵下町	0996(22)3974	30	○	—	—	○	○	○
善福寺保育園	樋脇町塔之原	0996(37)2103	60	○	—	—	○	○	○
永照寺保育園	樋脇町市比野	0996(38)0448	60	—	—	○	—	○	○
諏訪保育園	樋脇町市比野	0996(38)1193	60	○	—	—	○	○	○
入来保育園	入来町浦之名	0996(44)2391	60	○	—	—	○	○	○
浄国寺保育園	入来町副田	0996(44)4381	60	○	○	—	—	○	○
若あゆ保育園	東郷町斧洲	0996(42)1106	60	○	—	○	○	○	○
大村保育園	祁答院町下手	0996(55)0126	45	—	—	—	—	—	—
鶴牟田保育所	祁答院町鶴牟田	0996(56)0033	45	—	—	○	—	—	—
里保育園	里町里	09969(3)2145	30	—	—	—	—	—	—

事業の名称	事業の概要・支援の内容	対象となる方々	助成内容・必要経費など	手続きの方法	申請受付・問合せ先
-------	-------------	---------	-------------	--------	-----------

■ 発達・発育に固有のニーズのある子どもを支援します。

■ 補装具費給付事業	身体に障害のある児童の社会生活を支援するために補装具の購入・修理費を助成します。	身体障害者手帳の交付を受けた児童（保護者が市内に居住していること）	車いす、歩行器など必要な補装具の購入・修理費を助成します。 ●費用＝原則1割負担 *本人および保護者の所得により一定の負担上限額の自己負担があります。	随時、受け付けます。受付から交付まで約1月かかります。 ●必要なもの＝身体障害者手帳、印鑑（スタンプ印を除く）	■ 本庁 高齢・障害福祉課 ■ 各支所 市民福祉課
■ 障害児短期入所支援事業	発育・発達に固有のニーズがある児童および家族が、病気などの理由により在宅で介護できなくなった場合、一時的に施設へ入所できます。	身体障害者手帳の交付を受けているまたは知的に障害を有する児童	宿泊を伴う場合が対象です。 ●利用できる日数＝原則1～7日 ●入所する施設＝県が指定した事業所 *保護者の課税状況などにより自己負担があります。	随時、受け付けています。 ●必要なもの＝印鑑（スタンプ印を除く）、本人および世帯全員分の金融機関の通帳	■ 本庁 高齢・障害福祉課 ■ 各支所 市民福祉課
■ 障害児居宅介護支援事業	発育・発達に固有のニーズがある児童の日常生活を支援するためにホームヘルパーを派遣します。	身体障害者手帳の交付を受けている児童または知的に障害がある児童	状況に応じてヘルパーを派遣します。 ●派遣の基準＝月毎に基準があります。 *保護者の課税状況などに応じ自己負担があります。	随時、受け付けます。 ●必要なもの＝印鑑（スタンプ印を除く）、本人および世帯全員分の金融機関の通帳	■ 本庁 高齢・障害福祉課 ■ 各支所 市民福祉課
■ 知的障害児通園事業	知的障害のある幼児に、療育訓練や家庭における訓練方法の指導を行います。	0歳から小学校就学前までの、在宅の知的障害のある幼児	利用決定は県が決定します。 ●実施施設＝つくし園（永利町） *保護者の課税状況などに応じ自己負担があります。 *本市内に住所を有する児童については、負担金を市が助成する制度があります。	事前に県の利用決定を受ける必要があります。 北薩地域振興局地域保健福祉課により待機状況を踏まえ受け付けをします。 必要書類については、北薩地域振興局地域保健福祉課へお問い合わせください。	■ 本庁 高齢・障害福祉課